

大阪府個人情報保護条例の運用状況

(平成28年度)

1	個人情報取扱事務の登録	1
2	個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問	1
3	個人情報の開示請求	2
4	個人情報の訂正請求及び利用停止請求等	3
5	指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等	3
6	不服申立ての処理状況	4
7	口頭の請求による即時開示	4
8	事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況	5

1 個人情報取扱事務の登録

各実施機関において、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称及び目的並びに取り扱う個人情報の対象者の範囲、記録項目及び収集先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、府政情報センターで閲覧に供した。

担当部局名		件数
知事		1,993
担当部局別内訳	副首都推進局	0
	政策企画部	109
	総務部	37
	財務部	28
	府民文化部	124
	福祉部	416
	健康医療部	284
	商工労働部	276
	環境農林水産部	340
	都市整備部	185
住宅まちづくり部		186
会計局		8
教育委員会		216
選挙管理委員会		15
人事委員会		1
監査委員会		2
公安委員会		4
労働委員会		3
收用委員会		2
海区漁業調整委員会		0
内水面漁場管理委員会		0
警察察本部長		210
公立大学法人大阪府立大学		62
地方独立行政法人大阪府立病院機構		95
地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所		10
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所		34
合計		2,647

2 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問

(1) 個人情報の取扱いに関する諮問

条例では、個人情報は本人から収集することなどを原則としているが、個人情報保護審議会の承認を得て例外的取扱いをしている。平成28年度は5件（知事1件、警察本部2件、地方独立行政法人大阪府立病院機構2件）について承認された。

事項別内訳	諮問事項	27年度から繰越	28年度諮問	28年度答申	答申の内訳	
					承認	不承認
	件 数	0	5	5	5	0
事項別内訳	本人収集の原則の例外 (7条3項7号)	0	1	1	1	0
	センシティブ情報の収集禁止原則の例外 (7条5項)	0	0	0	0	0
	目的外利用・提供禁止原則の例外 (8条1項9号)	0	4	4	4	0
	オンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外 (8条4項)	0	1	1	1	0

(注) 1件の諮問において、複数の承認を求めている場合があるので、事項別内訳の合計が諮問の件数を上回る場合がある。

(2) 個人情報保護条例の運用に関する諮問

条例第 57 条第 1 項に基づき個人情報保護条例の運用について諮問を行っており、平成 28 年度は個人情報保護条例の改正について 1 件、個人情報保護条例の運用に関する事項について 1 件を諮問し、いずれも答申を得た。

区分	27 年度から 繰越（件）	28 年度 諮問（件）	28 年度 答申（件）
諮問件数	0	2	2

(3) 特定個人情報保護評価書の第三者点検に関する諮問

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）では、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等は、特定個人情報の取扱いに関し、特定個人情報保護評価書を作成・公表し、全項目評価書については、第三者点検を行うこととなっている。

大阪府では、全項目評価書及び重点項目評価書について、個人情報保護審議会に設置した特定個人情報保護評価点検部会において点検している。

なお、平成 28 年度中に諮問された案件はなかった。

区分	27 年度から 繰越（件）	28 年度 諮問（件）	28 年度 答申（件）
諮問件数	0	0	0
内 訳	全項目評価書	0	0
	重点項目評価書	0	0

3 個人情報の開示請求

[請求件数]

府の行政機関が保有する個人情報に関し 1, 159 件（うち取下げ 8 件）の開示請求があり、このうち取下げを除く 1, 151 件に対し、1, 249 件の決定を行った（1 件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多くなっている。）。その内訳は、全部開示決定が 847 件と最も多く、次いで部分開示決定（一部開示）が 369 件、不存在による非開示決定が 29 件となっている。

区分	28 年度（件）	27 年度（件）
個人情報開示請求の件数	1, 159	939
請求方法別 内 訳	窓口に提出	1, 148
	郵送	11
請求者別 内 訳	本人からの請求	895
	法定代理人からの請求	264
個人情報開示請求の取下げ件数	8	7
個人情報開示請求の件数（取下げ件数を除く。）	1, 151	932
実施機関の決定の件数	1, 249	994
決定内容別 内 訳	全部開示	847
	部分開示	369
	全部非開示	2
	不存在による非開示	29
	存否応答拒否による非開示	1
	適用除外による非開示	1
	要件不備による非開示	0
	本人との利益相反による非開示（却下）	0

- (注) 1 1件の開示請求について複数の決定が行われる例
- ・1件の開示請求について、対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、開示・非開示等の決定と不存在による非開示決定を行う場合
 - ・文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合
- 2 非開示決定の内容
- ・部分開示（一部非開示）：請求者以外の個人のプライバシー情報や法人の正当な利益を害する情報などの非開示情報が記載されていることを理由として対象となる個人情報の一部を非開示として、他の部分は開示する決定。
 - ・不存在による非開示：行政文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は収受していない場合など、請求された個人情報が存在しないことを理由とする非公開決定。
 - ・存否応答拒否による非開示：請求された個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報が明らかになることを理由として、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定。（第16条）
 - ・適用除外による非開示：刑事事件や少年保護事件に係る個人情報や刑事訴訟に関する書類及び押収物については、開示請求に係る規定を適用しないこととされていることを理由とする非開示決定。（第46条）
 - ・要件不備による非開示：請求された個人情報を特定するに足りる事項の記載がない等の開示請求の要件を満たさないことを理由とする非開示決定。（第17条第1項、第2項）
 - ・本人との利益相反による非開示（却下）：未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって行う開示請求について、本人の利益に反すると認められることを理由に却下する決定。（第12条第2項ただし書）
- 3 郵送による開示請求
- ・平成27年4月から、病気や身体障がい等の理由により来庁が困難であると認められる者についての開示請求権を確保するため、郵送による開示請求を実施。平成28年6月からは郵送による開示請求を希望する者に理由を問わず実施している。

[非開示事由の適用状況]

非開示決定（不存在による非開示及び適用除外による非開示を除く。）の非開示事由としては、公共安全支障情報を理由とするものが320件と最も多く、次いで、評価等情報であることを理由とするものが284件となっている。

区分	非開示理由	28年度 (件)
開示しない ことができる情報	法人等情報（14条1項1号、2項1号）	1
	意思形成支障情報（14条1項2号、2項1号）	0
	事務執行支障情報（14条1項3号、2項1号）	264
	評価等情報（14条1項4号、2項1号）	284
	公共安全支障情報（14条1項5号、14条2項2号、 14条2項3号）	320
	本人安全支障情報（14条1項6号）	0
	本人権利利益侵害情報（14条1項7号）	6
開示しては ならない情報	第三者の個人情報（13条1号）	221
	法令秘情報（13条2号）	6
	法定受託事務情報（13条3号）	0
部分開示＋全部非開示＋存否応答拒否による非開示の件数		372

(注) 1件の決定について複数の理由が該当する場合があるため、非公開の総数より非公開理由別の件数が多くなっている。

4 個人情報の訂正請求及び利用停止請求並びに是正申出請求

平成28年度中、個人情報の訂正請求1件及び利用停止請求1件並びに是正申出請求1件があった。

5 指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等

指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報については、当該公の施設を所管する実施機関（指定実施機関）に対して、開示、訂正及び利用停止の請求ができることとされているが、平成28

年度は、開示、訂正、利用停止とも請求がなかった。

6 不服申立ての処理状況

開示請求等に対する実施機関の決定について、平成28年度に諮問のあった不服申立ては5件であった。

不服申立ては、個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して再決定等の処理を行うこととなっており、平成28年度においては、前年度以前の諮問事案11件を含む13件の処理（答申11件）がなされた。

区分	取下げ 件数	処理件数					答申待ち の件数
		計	認容	一部 認容	棄却	却下	
23年度の諮問事案	1件	0件	1件	0件	0件	1件	0件
24年度の諮問事案	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
25年度の諮問事案	5件	0件	0件	0件	0件	0件	5件
26年度の諮問事案	7件	2件	4件	2件	0件	2件	0件
27年度の諮問事案	7件	0件	6件	1件	1件	4件	0件
28年度の諮問事案	5件	0件	2件	0件	0件	2件	0件
係属事案計	26件	2件	13件	3件	1件	9件	0件
							11件

7 口頭の請求による即時開示

試験の開示などその内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについては、口頭での請求に対し即時開示を行っている。

平成28年度は、12種の試験に対し、30, 601件の即時開示を行った。

試験等の名称	28年度（件）
毒物劇物取締者試験	94
登録販売者試験	75
クリーニング師試験	5
採石業務管理者試験	1
砂利採取業務取扱主任者試験	1
狩猟免許試験	12
大阪府立高等職業技術専門校入校選考試験	1
大阪府立高等学校入学者選抜	30, 226
大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜	28
大阪府立大学工業高等専門学校入学者選抜	154
環境農林水産総合研究所農業大学校入学試験	1
技能検定	3
計	30, 601

（参考）口頭により開示請求ができる個人情報

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
毒物劇物取扱者試験	総合得点、科目別得点 合格基準	合格発表の日から2週間	薬務課
登録販売者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2週間	薬務課
クリーニング師試験	科目別得点、合格点	合格発表の日から1月間	環境衛生課

採石業務管理者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から 1 月間	中小企業支援室 経営支援課
砂利採取業務主任者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から 1 月間	中小企業支援室 経営支援課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点、適性試験の適否	合格発表の日から 1 月間	動物愛護畜産課
環境農林水産総合研究所 農業大学校入学試験	総合得点、科目別得点、総合順位	合格発表の日から 3月31日まで	環境農林水産 総合研究所
技能検定	総合得点、科目別得点	合格発表の日から 1 月間	雇用推進室 人材育成課
職業訓練指導員試験	総合得点	合格発表の日から 1 月間	雇用推進室 人材育成課
大阪府立北大阪高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試 験及び面接試験の得点	合格発表の日から 3 月間	大阪府立北大阪高 等職業技術専門校
大阪府立芦原高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験、面 接試験及び適性検査の得点	合格発表の日から 3 月間	大阪府立芦原高等 職業技術専門校
大阪府立東大阪高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及 び面接試験の得点	合格発表の日から 3 月間	大阪府立東大阪 高等職業技術専門校
大阪府立夕陽丘高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験、面 接試験及び適性検査の得点	合格発表の日から 3 月間	大阪府立夕陽丘 高等職業技術専門校
大阪府立南大阪高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及 び面接試験の得点	合格発表の日から 3 月間	大阪府立南大阪 高等職業技術専門校
大阪障害者職業能力開発校 入校選考試験	選考の順位並びに学科試験、面 接試験、適性検査及び運動検査 の得点	合格発表の日から 3 月間	大阪障害者職業 能力開発校
大阪府立高等学校入学者 選抜 ・前期入学者選抜 ・海外から帰国した生徒の入 学者選抜 ・中国帰国生徒及び外国人生徒 入学者選抜 ・連携型中高一貫教育に係る 入学者選抜 ・後期入学者選抜 ・二次入学者選抜	・学力検査の得点、小論文検査 の得点、作文検査の得点、情 報活用力検査の得点、実技検 査の得点のうち請求者が受検 したもの ・調査書中の各教科の評定 ・面接の評価、自己申告書の評 価及び調査書の中の総合所見 の評価 前期入学者選抜(総合学科(エ ンパワメントスクール)のみ)	4月1日から同月14日まで	当該入学者選抜を 実施した 府立高等学校
大阪府立知的障がい高等 支援学校職業学科入学者 選抜	・適性検査 ・作業検査	4月1日から同月14日まで	当該入学者選抜を 実施した府立知的 障がい高等支援学校
大阪府立大学工業高等専門 学校入学者選抜	・学力検査の得点、小論文検査 の得点のうち請求者が受験 したもの ・調査書中の各教科の評定	4月1日から同月14日まで	大阪府立大学 工業高等専門学校

(注) 開示期間に休日等が含まれることにより、開示期間の始期及び終期がずれることがある。

8 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する府民等からの苦情相談に対し、監督官庁に取り次ぐなどの対応を行うとともに、個人情報保護法及び大阪府個人情報保護条例に関する知識の普及啓発に努めた。